

第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見の募集結果 (第4次男女共同参画基本計画の見直しを踏まえて検討するもの)

第3次犯罪被害者等基本計画の見直しの参考とするため、下記のとおり広く国民からの要望・意見を募集するとともに、犯罪被害者団体及び犯罪被害者支援団体を対象とした要望・意見聴取会を開催し、要望・意見を取りまとめた。

記

1 要望・意見募集

(1) 募集期間

令和元年7月29日(月)から同年8月29日(木)まで

(2) 募集方法

郵送、ファックス、電子メールで募集

2 要望・意見聴取会の開催

(1) 開催時期・場所

令和元年8月21日(水)、22日(木)、23日(金)・東京都内

令和元年8月30日(金)・大阪府内

(2) 聴取対象

犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体 28 団体

3 募集結果

148 人・75 団体（上記聴取会に出席した団体を含む）から要望・意見が寄せられ、526 項目の要望・意見が出された。

うち、65 件については、性暴力被害者等支援に係る要望であることから、第4次男女共同参画基本計画の見直しを踏まえて検討することとしている。

第4次男女共同参画基本計画の見直しを踏まえ検討する要望

第1 損害回復・経済的支援等への取組（8件）

1) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに関する要望

111 【性犯罪被害者等への自立支援】

性暴力被害者ワンストップ支援センターなどで、相談支援や同行支援などが進んではいるが、人員確保や環境整備など、まだまだ拡充が足りないというのが現場の支援員の感じる現状である。被害者が安心できる環境を取り戻すために住居・就労など更なる支援の拡充とそのための予算が適切に配備されることを望む。

2) セクハラ、性暴力、DV 被害者支援に関する要望

115 【事業主等の理解の増進】

事業主に対して、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、DV 被害者の雇用を継続するよう義務付けるなどしてほしい。

3) その他性暴力等に関する要望

108 【身寄りがない人への緊急一時シェルターの確保】

被害直後、泊めてもらえる友人や家族のいない性暴力被害者のための緊急一時シェルターの確保をしてほしい。

109 【18歳以上の性虐待被害者の避難施設】

18歳以上の性虐待の被害者に対して一時保護及び一定期間、居住できる施設を婦人相談所一時保護所・婦人保護施設以外にも増やしてほしい。

自宅での被害ではなくても加害者が近所に住んでいるなどで自宅が安全ではない場合など、一時的にホテル等で宿泊する際の費用を補てんするなどしてほしい。

110 【性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援】

性暴力被害者に対して必要であればヘルパーを派遣するなど生活支援を行ってほしい。特に若年性暴力被害者に対してカウンセリングや自助グループなどの心理的なケアを継続して行なえるような支援策を行ってほしい。

112 【性的マイノリティ（とくにトランスジェンダー）への性暴力被害やDV被害に対応できるシェルターの整備】

性的マイノリティの方からの相談があり、とくにシェルター利用について整備が進んでいないと感じており、整備を進めていただきたい。

113 【性暴力被害者専門シェルター設置】

被害直後の被害者が身の安全を感じて安心して過ごすことができる場所を確保してほしい。DVシェルターは、電話が使えない、外出が許可制等ルールが厳しいが、そういったルールは性暴力被害者には必要でない。

114 【近親相姦の被害者に対する支援】

近親姦に対しては、親権を停止し、被害を受けた子どもが独立して生きられる支援（例えば性被害に特化したシェルターを作り、子どもの性暴力被害についての専門知識を持ったスタッフを配置するなど）を行う。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組 (35件)

1) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに関する要望

159 【性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供等】

性犯罪被害者が警察に相談した場合、事件化されない際には病院に連れていかないことも多いため、緊急避妊が間に合わないことがある。病院にすぐに連れて行くか、ワンストップ支援センターの情報提供をするようにしてほしい。

163 【警察の認知のない性犯罪被害者等の救済】

犯罪被害者給付制度においては、警察の認知がない性犯罪被害者等の PTSD 症状への心理療法等にかかる費用など重症病給付金の対象にならないことから、これらの警察の認知しない事案についても、民間支援団体やワンストップ支援センター等による十分な救済・支援ができるよう制度化を諮ってほしい。

164 【男性の性被害者に対する相談体制と医療等公的支援の充実】

ワンストップ支援センターでの相談は、制度上、男女関係なく相談を受理しているが、特に、男性被害者は、その特殊性から相談がしにくく、また、これの相談の受け皿が無い状況である。高校生以上については、男性相談員の方が話し易いとの要望もあるところから、男性被害者に対する理解とカウンセリング等の相談体制の充実（LGBTも含む）と医療支援（泌尿器科、肛門科等）の拡張等を基本計画の中で明記していただきたい。

165 【「性犯罪・性暴力被害者等のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き」の改定要望】

平成24年以降、性暴力被害者等の支援の取組みは充実・強化が図られ、体制も整備されてきているところであることから、手引きを改定し、現状や支援の展望を踏まえた手引き改定を要望する。特に、ワンストップ支援センターの形態については検討いただきたいと思います。現行の記載では、「病院拠点型・相談センター拠点型が望ましい」と呈示されているが、各地方公共団体が、地域的事情や相談・支援体制に応じた取組ができるよう、「病院拠点型」「相談センター拠点型」の二形態のみ望ましいとの記載は検討していただきたい。前記二形態のみを望ましいとする記載は、性犯罪被害者の支援体制に制限を加えることになり、あるいは支援体制の整備を遅らせることにもつながりかねない。

166 【ワンストップセンターの設置促進】

内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修においては、ジェンダーの暴力であるという視点を持って行うことが重要である。

厚生労働省において、ワンストップ支援センターを支援するにあたって、医療機関の情報を収集、提供する際に、産婦人科だけでなく、精神科・心療内科及び心理的ケアのできる医療機関の情報も対象としてほしい。

167 【ワンストップセンターの支援充実】

行政を通さないと国の助成金の申請ができない現状を改善してほしい。

できることなら直接センターから申請ができるようにしてほしい。

168 【性被害のワンストップセンターのさらなる充実】

フォレンジック（法医学、科学捜査）に特化したワンストップの創設など、検討してほしい。

169 【ワンストップ支援センターの設置促進】

全都道府県における24時間対応、婦人科、精神科が連携できる医療機関におけるワンストップ支援センターの設置、臨床心理士や公認心理師など心理的ケアにあたる専門家の常駐への助成など制度の充実を望む。

170 【連携病院の設置】

薬物をういたレイプ事件が非常に多く発生している。被害直後に、尿検査・血液検査・遺留物の採取など、早期の証拠保全ができる体制整備が必要である。

ワンストップセンターの整備といっても医療機関併設型ではないところが多く、数も限られている。各市区町村に1つ以上は、連携病院を置き、検査キットを配備して、採取したら直ちに警察が回収する、といった「拠点病院体制」が設置されることが望ましい。

171 【性犯罪被害者ワンストップ支援センターの支援状況の把握、検証】

どのような形態、体制、支援内容が有効かなどを検証してほしい。

172 【ワンストップセンターの設置促進】

2018年に行政が関与するワンストップ支援センターの各都道府県への1か所以上設置が実現したが、国連では人口20万人に1か所設置すべきといわれていることもあり、さらに設置促進が必要である。例えば政令指定都市及び中核市などにも設置し、そのセンターも助成対象にすること。ワンストップセンターにおける支援をさらに充実するために助成額を増やすことが必要である。

特に、性暴力被害者の医療的支援では、緊急避妊ピルの服用や薬物検査等について被害直後に速やかに対応できる病院拠点型が望ましいものの必ずしも病院拠点型センターの設置は進んでいない。医療機関に対してセンター設置や協力を促すような施策を行う必要があり、都道府県に最低1つは設置してほしい。センターによって支援の内容に地域格差があるため、支援の標準化を図り、地域格差をなくす必要がある。

支援にあたっては、警察や医療機関など関係機関とワンストップ支援センターが連携することが重要である。関係機関において性暴力被害者への二次被害を防ぎ、被害者への適切な支援を行うために性暴力のトラウマに対する幅広い理解を促すための研修を行ってほしい。

173 【性暴力事案におけるワンストップ支援センターとの連携】

警察とワンストップ支援センターの連携・協力を早期から行うことが重要である。性犯罪の被害申告をした被害者に対して、警察ではワンストップ支援センターや医療機関を紹介することが必要である。また、性犯罪被害者に対する事情聴取等において、状況によってはワンストップ支援センターで行ったり、支援員の同席を認めるなどの連携も検討するべきである。公判で被害者が証言したり被害者参加の意見陳述をしたりする際の付添人としてワンストップ支援センターの支援員を

認めてほしい。

174 【支援員の専任化】

ワンストップセンターの支援員の専任化をお願いしたい。業務のスキルを向上させるには、専任で働けるよう雇用条件を整備する必要がある。

175 【性被害全般（性別を問わず）のための SNS・LINE 相談・メール相談の設置】

誰もが警察・ワンストップ支援センターに足を運ぶことができるわけではない（むしろ少ない）。わざわざ行かず・顔を見られず・本名を名乗らなくても、相談できる、というように相談のハードルを下げ、できるだけ多くの被害者が早期に相談をして支援につなげられるよう、バーチャルワンストップセンターなど WEB を活用した情報提供のツールの開発、運用するなどの体制を構築してほしい。

180 【各地のワンストップ支援センター周知のための広報】

義務教育や各種学校、地域の広報誌や役所の HP、Web サイト、SNS、TV、電車やバスの中の広告等を利用して周知徹底に努めてほしい。

181 【設置・促進という表現の変更】

ワンストップ支援センターが平成 30 年度に各都道府県に一か所設置されたので、表現を変えた方がよいのではないか。

237 【尊厳を保つための研修の徹底等】

被害者の尊厳を保たれるような早期介入、初期対応が全国画一でとられているのかどうか疑問がある。警察や支援センターが二次被害を与えていることがあり、より一層の、関係各機関の啓発研修を行ってほしい。

被害後、物理的、心理的な問題で就業困難をきたすことがある。その際に、尊厳が保つ生活が保障されていないのが現状である。

254 【警察施設以外での事情聴取等】

被害者が安全と感じられる場所（例えばワンストップ支援センター等）での事情聴取、被害者が望む支援者の同席、立会い等事情聴取や現場検証、事件の再現などに関して被害者の状態を考慮して柔軟な形で行ってほしい。

2) DV 被害者支援に関する要望

210 【DV 家庭における子どものケア】

DV 支援について、DV の夫から暴力を受けた妻へのケアはある程度あるが、子はほったらかしにされている状態であり、支援の充実が必要である。

3) その他性暴力等に関する要望

133 【性暴力被害者に対する治療者の養成】

国立精神神経センターも認めている性暴力被害者の被害後に罹患する PTSD の治療の内、特にエビデンスが認められる持続エクスポージャー療法と EMDR の熟練した治療者（最低 20 人は PTSD 患者の専門的治療経験があり患者を寛解させていること）を各県で最低 50 人は養成してほしい。

152 【性的虐待についての周知】

以前に比べると児童虐待に対する対応が充実してきているとは思いますが、性的虐

待についてはまだ地域や担当者間での対応に差があるように感じる。身体・心理的虐待のみならず性的虐待も広く周知徹底してほしい。

155 【カウンセラーに対する性暴力被害の理解を促す研修の実施】

性被害がもたらす心身への影響を理解していないカウンセラーや相談員も少なくない。性犯罪にとどまらず性暴力被害の影響についても理解を促す研修を求める。

158 【地域差のない性犯罪被害者へのカウンセリング】

都道府県警によってカウンセラーの配置やカウンセリング費用公費負担のばらつきがないように予算措置をとる必要がある。

160 【緊急避妊薬へのアクセス】

緊急避妊薬へのアクセスをよくしてほしい。

161 【SANEの配置】

1つの病院に最低でも1人ずつは性犯罪被害者対応が可能な看護師・助産師等が配置されるようになってほしい。

162 【性犯罪被害者対応における看護師等の活用】

性暴力被害者の婦人科診療においては医師だけでなく、看護師の役割が大きい。日本フォレンジック・看護学会では、性暴力被害者支援看護職（SANE）要請を行っているが、活用を促進するための施策が必要である。具体的にはSANEによる犯罪被害者への心理教育やケア、医療補助に対する医療保険の適用などがあげられる。

183 【専門職の養成】

性暴力被害について専門の研修を定期的に受けた専門職の養成、研修、ケース検討やスーパービジョン等の支援策が必要である。

231 【性犯罪における質問事項のマニュアル化】

警察のマニュアルにあるのかどうかわからないが「処女ですか」などと聞かれる例がある。なぜその質問が必要なのかの説明もない。質問事項の精査、見直しをし、被害者に丁寧な説明をして尋ねるなどのノウハウをマニュアル化してほしい。

232 【性被害に関する研修の拡充】

性犯罪被害相談につき、担当者の性別を希望できることは大切だが、それ以上に、性犯罪当事者への的確な初期対応がなされるよう、研修の拡充をしてほしい。警察へ行くことのハードルを払拭し、相談に行ってよかった、と被害者自身が肯定できるようであって欲しい。

235 【職員等に対する研修の充実等】

各関係機関職員等への研修においては性暴力被害当事者や支援者など性暴力被害者の心理や被害実態について経験や実績のある講師によるものやロールプレイングを引き続き行ってほしい。研修は任意の参加ではなく必須のものとし、幅広い対象に行う必要がある。性暴力被害者が夜間や休日に十分な研修を受けていない職員の対応によって二次被害を受け、それ以上の相談を断念してしまうという事例も多い。

244 【職員等に対する研修の充実等】

法務省において、検察官に対する研修の中で、ジェンダー平等の視点、男女共同

参画の視点は不可欠である。また、子どもの被害について、子どもの人権を守るという基本姿勢が重要であり、子どもの心理は大人とは違うことを理解し、児童精神科医療など専門家と連携するなどが必要である。

245 【ジェンダー視点の研修】

厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応をするための研修を行う際には、特に婦人保護施設の利用者が女性差別や女性に対する暴力の被害者であるという観点から、女性に対する暴力がジェンダーの暴力であるという認識に基づき、ジェンダー平等の視点、男女共同参画の視点を持った研修を行ってほしい。

246 【女性警察官の配置】

性暴力被害者は女性警察官の対応を希望することも多いが、#8103 に電話しても夜間等では男性警察官が対応することもあるなど、さらに増員が必要である。性犯罪指定捜査員など専門的な研修を受けた女性警察官が各警察署に複数いるような体制を実現してほしい。

250 【実況見分終了後のケア】

実況見分については、視覚情報なので特にトラウマ体験の再現になりかねないことを理解してほしい。実況見分終了後のケアの体制を整えてほしい。特に、子どもの場合への配慮は十分にしてほしい。

4) 二次被害防止対策について

234 【二次被害防止の推進】

裁判官、警察官、検察官、弁護士、保護司、市町村窓口担当者等からの二次被害防止の取組として、研修等を徹底してほしい。また、自治体職員からの二次被害防止のため、研修のみでなくアンケートを取ってほしい。

第3 刑事手続への関与拡充への取組 (2件)

1) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに関する要望

290 【刑事手続に関する情報提供】

被害後、警察で被害届を出すという刑事手続等の行動は性犯罪被害者にとってかなりハードルの高いものであるため、ワンストップ支援センターなどの支援員と連携し、被害者の気持ちに寄り添った形で情報提供がなされるといいと思う。

2) その他性暴力等に関する要望

258 【被害届の受理】

警察署住民相談係の充実により、被害者等からの相談体制が整備され効果を上げていると感じる。一方で、被害届の受理（特に性犯罪被害の被害届受理）は、民間の認識からすると未だに敷居が高いといわれており、受理してくれないとの苦情が寄せられることが少なくない。その拒否理由は、証拠がないから受理できないとの説明が最も多いと感じる。性犯罪被害は、密室でかつ、顔見知りの人間関係から発生することが多いと承知しているが、この被害は今や、社会問題として大きく取り上げられているので、警察への信頼関係に大きな障害となっている。

取扱の部署は一時的には警察署の刑事課が担当することとなるが、受理時の事情聴取、事件性の判断など犯罪被害者に寄り添う刑事の意識改革が必要と感じる。刑事部の性犯罪担当の指導体制の強化も必要かと思う。

第4 支援等のための体制整備への取組 (15件)

1) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに係る要望

392 【捜査員と被害者支援担当警察官の連携】

犯罪被害者への支援について、被害者支援担当や経験のある警察官の場合は受けられる支援の情報を提供してもらえることもあるが、捜査部門の警察官の場合は必ずしも被害者支援について情報が十分ではないこともある。捜査部門と被害者支援部門が常に連携できる体制にしてほしい。また、性犯罪被害者には早期にワンストップ支援センターの情報を提供するように、地域課も含めて周知してほしい。

411 【学校・教育委員会との連携】

学校・教育委員会とワンストップ支援センターとの連携が必ずしも進んでいないのが現状である。学校で性暴力が起きた場合にどのように対応するのか現場の状況に即したマニュアル作りなどを通して性暴力のトラウマについて理解を深めるなどの取組を進めてほしい。

419 【性暴力被害専用ダイヤルの導入】

性暴力被害の相談のハードルを下げるために全国共通ダイヤル(3桁)を導入してほしい。

2) DV及びストーカー被害者支援に関する要望

402 婦人相談所等職員に対する研修の促進】

DV被害者は自身がDV被害者であると認識しづらかったり、加害者の心理的コントロールによって逃げるのが不可能であると思わされていたり、加害者への愛情もあるなど複雑な心理状態の場合もあることをきちんと理解した上での支援が必要である。研修において、被害者心理やDV被害の構造を理解できるような研修を引き続き行うことが求められている。

403 【ストーカー事案への対策の推進】

ストーカー事案は被害者の安全に関して緊急度も高く、SNSを使った追跡や脅迫など専門的な知識や警察の捜査能力も必要であることから、専門のストーカー相談支援センターが設置されている地域もあるが、専門的で機動的な対応ができる体制が望ましい。

3) その他性暴力等に関する要望

384 【地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進】

男女共同参画センター等における中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、予算化を行ってほしい。

385 【学校関係者への研修の実施】

学校関係者全てが最低でも年に1回は性犯罪に関する研修を受けることが必須になってほしい。

- 386 【性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実】
性犯罪被害に遭った児童生徒への対応にあたっては、子どもの人権を守るとい
う基本姿勢が重要であり、子どもの心理は大人とは違うことを理解した上での対
応を行うこと。
- 387 【性犯罪被害に遭った児童生徒への対応に関するマニュアルの作成】
同じ学校の児童生徒同士が加害者・被害者の場合に対応が非常に難しく、被害児
童生徒への対応が遅れたり、被害児童生徒の方が加害児童生徒との接触を避ける
ことができなかつたりするなどの問題も生じがちである。被害児童生徒を守る観
点からの対応マニュアルの作成などが必要である。
- 388 【性被害に係る連携】
性犯罪だけでなく性被害（加害者が14歳未満で処罰できないとして被害者の心
身への負担を考慮し、学校には相談したが警察には相談していない場合等）生徒児
童への対応としても、どの程度、関係機関の連携が機能しているのか実態を調べ
て、検証してほしい。
- 399 【事情聴取以外の場面における女性警察官対応】
再現や現場検証に女性の職員がいなかった。性犯罪被害相談だけでなく、他の場
面でも女性に対応してほしい。
- 420 【性犯罪支援に係る情報におけるICTの活用】
性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大に関し、紙ベースの資料だけでなく
ICTの活用も必要ではないか。
- 433 【被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進】
性暴力被害について理解の促進を図る際には人権教育、ジェンダー平等の視点
を持ったものにしてほしい。
- 434 【性暴力被害者の暗数把握】
暗数をどこまで拾おうと努めるのかで状況把握の内容はかなり変わってくると
思う。暗数の把握は性暴力被害に関しては非常に大切なことだと思う。
- 436 【調査研究の推進等】
米国におけるACE研究：Adverse childhood experiences（逆境的小児期体験）
1995年から実施された大規模疫学調査などのような調査を行い、施策に活かして
ほしい。
性暴力、セクシュアルハラスメントの全国的な実態調査を実施し、被害の状況や
心身への影響などをきちんと把握した上で、施策に活かすほか、研修などにも活用
してほしい。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 (5件)

1) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに関する要望

471 【性暴力やいじめがなくなるための人権教育及び性教育】

性は最もプライベートなことで、愛しく大切な相手と育むものであり、他人の性を勝手に侵してはならないこと（人権教育）、といった最低かつ基本的な教育が浸透していないことが性暴力多発の原因である。我々が社会で他人と共存して生きていくための基本的かつ普遍的な教育をきちんと行って欲しい。

499 【男性の性暴力被害者が相談しやすい広報】

性被害ワンストップ支援センターは、女性の被害者をイメージした広報が多いため、性暴力被害に遭った男性も相談できるかどうか判然としない。

2) その他性暴力等に関する要望

472 【年齢等に応じた性教育】

年齢・発達段階に応じた性教育が性暴力の加害・被害の防止において不可欠である。自分のからだは自分のものであり、大切にされる、いやなことをいやと感じていい、いやとっていいこと、いやなことがあったらその場から離れてもいい、誰かに話をしているなどの基本的なことを小さい頃から身近な大人が伝えて行く必要がある。

保育所、小学校、中学校、高校であり、保護者や地域社会の責務だと思う。人権教育、健康教育、生涯教育の一環として性教育を位置づけてほしい。

また、親や知的障害を有する子どもにも性教育をきちんと実施してほしい。

473 【大学教育における性教育】

義務教育期間だけではなく、大学教育等でも、加害者にも被害者にもならないよう、あるいは加害が行われそうな場面で適切な対応が取れるよう、性的同意についてや、飲酒に伴う性暴力やデートDVなどの注意喚起をしてほしい。

474 【小中学生へのDV教育】

小中学校生に対し、DV教育が実施されていないので、米国など進んだ国と同様に教育を充実する必要がある。